

地域雇用開発奨励金

平成 27 年 4 月 10 日改正

創業や拠点進出に伴い設備投資をし、地域居住者を雇用する場合、受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 社会保険に加入している事業所（法人の場合）
- ☑ 合計 300 万円以上を新分野へ設備投資する会社
- ☑ 創業の場合は 2 人以上、拠点進出の場合は 3 人以上雇用する会社
- ☑ 人材を採用する前・設備投資する前に、計画書を提出する会社

H27.4.10 より
札幌が対象地域に
なりました。

助成額

<最大3回受給可能>

		300 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満	5,000 万円以上
雇 入 れ 人 数	(2) 3~4人	50万円	60万円	90万円	120万円
	5~9人	80万円	100万円	150万円	200万円
	10~19人	150万円	200万円	300万円	400万円
	20人以上	300万円	400万円	600万円	800万円

さらに!

- 創業と認められる場合は、支給額の 1/2 を第 1 回に**上乘せ!**

2 年目、3 年目を受け取るためには

- 対象労働者の 1 / 2 を超え、かつ、4 人以上の離職者を出していないこと（自己都合退職を含む）
- 事業所の被保険者数が増加していること

飲食店や介護事業所の 2 店舗目を検討・・・
ぜひ、この助成金を!!



☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆

© 2009-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved